

日本学校心理士会岐阜支部規約

第1条（名称）本会を日本学校心理士会岐阜支部と称する。

第2条（上部組織）本会は学会連合資格「学校心理士」認定運営機構（以下「機構」という）のもとに置く。

第3条（事務局）本会の事務局を当分の間、〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 岐阜大学教育学部宮本研究室におく。

第4条（目的）本会は学校心理士の交流、研修、広報、地位の向上をはかる。

第5条（事業）本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- （1） 会員相互の親睦と情報の交流を行う。
- （2） 専門職としての識見、技能を高めるため、研修を行う。
- （3） 各地の会員の活動、関連学会等の情報等を提供する。
- （4） 日本学校心理士会と協力する。
- （5） その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第6条（会員）本会の会員は学校心理士、および学校心理士補で岐阜県内に在住または勤務する者、および、理事会で認められた者とする。

第7条（役員）本会に次の役員をおく。

- （1） 支部長1名、副支部長1名
- （2） 理事（支部会の方針を決め、運営する）若干名
- （3） 会計監査2名

第8条（任期）すべての役員の任期を2年とする。再任を妨げない。

第9条（選出方法）

- （1） 支部長、副支部長は理事の互選により決定する。
- （2） 理事は会員の互選により推薦し、総会の承認を得る。互選の方法は理事会で相談し、総会の承認を得る。
- （3） 会計監査は支部長が推薦し、理事会の承認を得る。

第10条（総会、意見の集約）

- （1） 総会は年1回以上開催する。理事および重要な事項を審議、決定する。
- （2） 総会は出席者の賛同をもって決定する。総会以外に、文書による投票の過半数をもって事項を決定することができる。

第11条（理事会）

- （1） 諸事業に必要な会務を行う。
- （2） 理事会は3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数で決定する。
- （3） 本則に定めない事項については理事会に委任する。

第12条（会費）会員は、本会の運営に当てるため毎年1,000円を負担する。

第13条（会則変更）この会則の変更は、理事会の決定と総会の決議による。

付記：この会則は、2005年4月1日より施行する。

日本学校心理士会岐阜支部役員選出および任用に関する内規

- 第1条 日本学校心理士会岐阜支部規約第9条に定める役員の選出および任用を適正に実施するためにこの細則を定める。
- 第2条 日本学校心理士会岐阜支部（以下「本会」という。）の理事の選挙の管理業務は、当該選挙の9月末までに、本会の理事会が選挙管理委員長を定め、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を組織してこれを行う。
- 2 選挙管理委員長は役員以外から定める。
- 3 選挙管理委員長は、必要な数の選挙管理委員を会員の中から組織して業務を行う。
- 第3条 委員会は理事の選出に関する業務を行う。
- 第4条 理事の選挙権および被選挙権は本内規に定める選挙台帳に記載される者に与えられる。ただし、3期連続役員は被選挙権を有しない。
- 第5条 委員会は理事の選出選挙に関し、以下の業務を行なう。
- (1) 理事選挙の実施日程等の確定と公示
委員会が成立した日から2か月以内に、理事選挙に関する実施日程とその実施手続きに関する計画書を作成し、これを全会員に公示する。
- (2) 選挙台帳の作成と公示
選挙台帳は選挙を実施する当該年度の8月末日を基準にした会員名簿によってこれを作成する。選挙台帳には、氏名・資格登録番号・勤務先等の情報を記載する。資格登録番号の早いものの順番に氏名を掲載する。
- (3) 選挙の実施と結果の公告
当該年度の3月末日までに厳正な選挙を実施する。開票に際し本会会員の任意な立ち会いを認める。ただし開票の会場の都合等により人数を制限することがある。委員会は開票業務の終了後、その結果をすみやかに全会員に公告しなければならない。
- 第6条 理事の選出は無記名4名連記の投票で行う。
- 第7条 理事の選挙は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、指定日までの消印のあるものをもって有効とする。その他無効となる投票内容は委員会の定めるところによる。
- 2 当選者の確定は得票順上位4名とする。ただし、同点者の生じた場合は資格登録番号の大きい者とする。
- 第8条 現会長は選挙によって選出された理事を召集し、選挙によって選出された理事と協議の上、その他の理事2名の選出を行う。
- 2 選出された理事は総会までの間オブザーバーとして理事会に出席できることとする。
- 第9条 新会長の選出は、選挙で選ばれた理事およびその他の理事による新理事会による投票によってこれを行う。
- 2 理事会での投票総数の過半数の票を得た者を会長とする。過半数を得た者がいない時は上位2名で再度投票を行い、得票の多い者を会長とする。
- 第10条 副会長の選出は会長の選挙に引きつづき、理事会での互選によってこれを行う。
- 第11条 会計担当理事は理事の中から新会長がこれを指名し、理事会の承認を得る。
- 第12条 監査役2名は本会員の中から理事会の議決により新会長が委嘱する。ただし、理事が兼ねることはできない。
- 第13条 日本学校心理士会幹事は、会長がその任を果たす。
- 第14条 役員の任期は、4月から3月までの会計年度、2カ年とする。
- 第15条 役員の辞任の申し出があったときには、理事会にてこれを審議する。辞任承認の議決をした場合は、会員に報告することとする。役員の死亡あるいは失踪宣告があった場合も会員に報告することとする。

第16条 理事会による欠員の補充に関しては、可能な限り補充を理事会の責任で行うこととする。

2 欠員の補充に関してはただちに会員に報告をする。

附則 この細則は、平成20年8月30日から施行する。

その他

第1期(平成17;18年度)役員

支部長 宮本正一(岐阜大学)

副支部長 橘 良治(岐阜大学)

理事 宮本正一(岐阜大学)、橘 良治(岐阜大学)、大坪英夫(岐阜県教員)、平澤紀子(岐阜大学)、今川峰子(岐阜聖徳学園大学)、加藤豊弘(岐阜県教員)

会計監査 坂本 裕(岐阜大学)、大江俊夫(岐阜県教員)

第2期(平成19;20年度)役員

支部長 宮本正一(岐阜大学)

副支部長 橘 良治(岐阜大学)

理事 宮本正一(岐阜大学)、橘 良治(岐阜大学)、大坪英夫(岐阜県教員)、平澤紀子(岐阜大学)、今川峰子(岐阜聖徳学園大学)、加藤豊弘(岐阜県教員)

会計監査 坂本 裕(岐阜大学)、大江俊夫(岐阜県教員)

第3期(平成21;22年度)役員

(第3期から第4条の適用が開始されました。)

支部長 宮本正一(岐阜大学)

副支部長 橘 良治(岐阜大学)

理事 宮本正一(岐阜大学)、橘 良治(岐阜大学)、大坪英夫(岐阜県教員)、別府 哲(岐阜大学)、讓 西賢(岐阜聖徳学園大学)、池谷尚剛(岐阜県大学)

会計監査 平澤紀子(岐阜大学)、大江俊夫(岐阜県教員)

第4期(平成23;24年度)役員

支部長 宮本正一(岐阜大学)

副支部長 池谷尚剛(岐阜大学)

理事 宮本正一(岐阜大学)、橘 良治(岐阜大学)、郷田賢(岐阜県教員)、別府 哲(岐阜大学)、讓 西賢(岐阜聖徳学園大学)、池谷尚剛(岐阜大学)

会計監査 天野菜穂子(中部学院大学)、加藤豊弘(岐阜県教員関係)

郵便振替口座 00810-5-56585 加入者名「日本学校心理士会岐阜支部」

住所 〒501-1193 岐阜市柳戸 1 - 1 岐阜大学教育学部宮本研究室内